

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和元年6月26日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、村山課長補佐、谷水産係長
- ・中山建設課長、山田室長、鳥羽副室長、奥野副室長、立花主査

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中山 真緒
書記	

(午前10時42分 開会)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

初めに、傍聴される方に申し上げます。当委員会において、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

なお、会議の進行を妨げる行為をされた場合は退室を命じることがありますので、念のため申し上げておきます。また、当委員会室の入退室につきましては、特段の事情がない限り、休憩時間中に行っていただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第12号、工事請負契約の締結について（鳥羽市水産研究所新築工事）、議案第13号、工事請負契約の締結について（鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事）の議案2件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第12号、工事請負契約の締結について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課長の榎です。よろしく申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いします。

議案第12号、工事請負契約の締結についてでございます。

鳥羽市水産研究所新築工事を行うため、工事請負契約書の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は鳥羽市水産研究所新築工事で、契約の方法は指名競争入札です。金額は、2億5,905万円です。契約の相手方は、三重県志摩市磯部町迫間72番地、磯部建設工業株式会社と三重県鳥羽市安楽島町1,412番地17、株式会社亀川組で結成した磯部・亀川特定建設工事共同企業体で、共同企業体の住所は、三重県志摩市磯部町迫間72番地、代表者は、磯部建設工業株式会社代表取締役平石隆之でございます。

入札につきましては、鳥羽市入札参加資格者名簿に登録のある業者のうち、志摩市または伊勢市に本店、支店または営業所を置き、経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が900点以上で、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する技術者を専任で配置できる業者と、市内に本店を置き、鳥羽市等級別格付要領に基づく平成30年度の建築工事格付がAランクの業者で、一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する技術者を専任で配置できる業者、ただし、二級建築士または二級建築施工管理技士を配置する場合は、出資比率を30%とすることとして共同企業体を結成するとした公告を行い、結成された2業者にて指名競争入札を行いました。落札率は96.37%で、工期につきましては、本会議議決後より、令和2年3月19日までとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

質疑に入りますが、契約の締結についての議案となりますので、議題に沿ったご質問をお願いいたします。

議案第12号について、ご質問はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回の入札についてなんですけれども、関連でよろしいでしょうか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○濱口正久委員 5月31日に商工会議所の建設部会との懇談会がございまして、そこで出た疑義なんですけれども、担当課長に、入札方法についての検討した内容、市内建設業者の受注を優先すべきではないかとの考えもあると思うんですけれども、そこのところをお聞かせ願えますでしょうか。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 水産研究所の新築工事を進めるに当たりまして、担当課のほうで考えさせてもらったことについて、ご説明させていただきます。

今年度は、水産研究所の新築工事、市民体育館の大規模改修及び増築工事、それから、それに続く消防庁舎建設工事等建設業法において、一級の建築技術者を専任で配置することが義務づけられている大型工事の発注が複数あります。このようなことから、建築一式工事において、特定建設業の許可を有する鳥羽市の建築Aランク7業者の方々の、一級の建築技術者の雇用状況や現在の公共工事への技術者配置について、確認をさせていただきました。その結果、市内建築Aランク7業者の4月末時点での技術者の状況は、建築工事に専任で配置可能な一級の技術者の人数が1人の業者さんが4社、2人の業者さんが2社、5人の業者さんが1社で、複数の建築工事に専任配置できる市内業者の方は半数以下であることがわかりました。

今回の水産研究所の新築工事においては、他の大型の建築工事の発注も考慮し、共同企業体の構成比率が30%以下であれば建築業法で定める下請発注額の上限6,000万円を超えないという判断をいたしまして、二級の建築技術者の専任配置も参加可能な要件とし、競争性や公平性の確保に重点を置きつつ、少しでも多くの市内業者の方が参加可能となるようにさせていただきました。

さきの3つの大型建築工事は国の交付金を活用していることから、会計検査院の検査の対象ともなりますので、今回の方法で競争性や公平性について確保し、談合を防止していると認めていただけるよう考えさせていただきました。昨今の国の補助金を活用した工事においては、入札の透明性を高め、談合等を防止するためには、10業者ほどの業者数が参加可能な入札方法が求められているところでございますけれども、鳥羽市の大型建築工事においては、最大7業者さんの参加となります。鳥羽市独自の要綱において、設計金額が1,000万円以上の工事にあつては5業者以上と規定していることから、会計検査においては、要綱をもとに、最低参加可能数を5社確保できることを最小数として入札を実施していることを説明させていただいております。会計検査で指摘を受けると、最悪の場合は補助金返還となることもありますので、公共工事の発注においては、建設業法、入札契約適正化法について、細心の注意を払っております。

水産研究所の新築工事の発注内容につきましては、これらの検討に基づく公告内容ですので、市外の建設業者さんを優先して市内建設業者さんの方を優先していないということではなく、関係法令を遵守した上で、競争性・公平性を保って、多くの市内業者さんが参加できる形をとった入札であるということをご理解願いたい

と思います。よろしく申し上げます。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 共同企業体に発注する工事について、3億円以上または特殊な工事と規定されているのではないかとと思うんですけれども、その点について、今回どういうふうになっていたか。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 農水商工課の案件であります。要綱等につきましては、7年ほど前から庁内で入札検討会というのを行っておりますので、私はそちらのほうにずっと出ておりますので、私のほうで説明をさせていただきます。

委員ご指摘の共同企業体の取り扱い要綱のほうだと思います。この要綱は、昭和59年11月1日から施行されているもので、全くそれから変わっておりません。実は、この要綱につきましては、20年ほど前、以前は市内の業者さんを指名して、それから大手ゼネコンさんを指名して、両方を指名して、結成された共同企業体で入札を行うという、こういう形の要綱でございます。この形が、公正取引委員会等から談合につながるということで、今はもうほとんどなくなっていると思います。この要綱の中身については、現在の公告を打って、市内の業者さんが、ある規定に基づいて大手ゼネコンさんとかを探してくると、市外業者さんとかも探してくるという形の要綱ではございませんので、一部はここに書いてある内容をとらえて、共同企業体の結成等の後の指名とか行っておりますが、実際は、もう一つの鳥羽市等級別格付要領という、先ほど農水課長からも少し触られたと思いますけれども、そちらにある条文で共同企業体の入札を実施しております。こちらは何が書いてあるかといいますと、平成22年5月21日に変更された内容でございますと、鳥羽市の市内業者さん、土木建築水道の小売業者さんにABCという等級格付をつけておりますが、Aランクの業者さんは、1億5,000万円までの工事についてはそのまま参加しますということで、ただ、1億5,000万円を超える分につきましては、その都度指名審査会に図るという、こういう条文が22年5月に追加されています。

実は、このときには、準市内業者という鳥羽市内に営業所、支店を置く業者さんがおまして、その方々が1億5,000万円を超えると入札に参加できるというような内容があったんですけれども、そこを、要綱の内容を変えて、市内業者さんを優先する形をとります。続く平成25年の4月に、準市内業者さんの位置づけを廃止しております。1億5,000万円を超える分については、その都度担当課で内容を検討して、それを審査会に上げるという、そういう内容に変わっておりますので、先ほどのご質問の3億円というのは以前の企業体要綱ということで、今その内容について、このままでよいのかという検討をしているところでございます。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 非常にそこは、多分審査会のところでも今後の課題だと思うんですよ、すごくわかりにくいところであると思うので。今回のように、建設関係の方々から疑義が出るときがあるので、入札に関しては、要綱等々きちっと説明すべきではないかなというふうに思いますので、今後この文教の委員会でも討議すべき内容であるかなというふうに思っていますので、以後なるべくわかりやすいように、事前に十分な説明をしていただければなというふうに思っています。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、議案第13号、工事請負契約の締結について、担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○中山建設課長 議案第13号、工事請負契約の締結についてです。

建設課長の中山です。よろしくお願いたします。

6月21日、先ほどの農水商工課さんと同じ議案書の2ページをお願いします。

議案第13号、工事請負契約の締結について、鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事を行うため、工事請負契約書の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事で、契約の方法は指名競争入札です。それから、契約の金額は13億1,450万円です。契約の相手方は、四日市市久保田2丁目10番13号、株式会社ナカノフドー建設三重営業所と鳥羽市船津町235番地、村瀬建設株式会社とのナカノフドー・村瀬特定建設工事共同企業体でありまして、代表者は、四日市市久保田2丁目10番13号、株式会社ナカノフドー建設三重営業所所長久保修でございます。

入札につきましては、鳥羽市入札資格参加者名簿に登録にある業者のうち、三重県内に本店、支店または営業所を置き、経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,300点以上の業者と、鳥羽市の建築工事格付がAランクの業者にて共同企業体を結成するとした3業者にて、入札を行いました。落札率は97.4%で、工期につきましては、本議会議決後より令和2年9月30日までとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第13号について、ご質疑はございませんか。

ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけ教えてください。

株式会社ナカノフドー建設三重営業所ということですので、実際の技術者というのは三重営業所から来るのか、あるいは本店がどこかにあって、そこから来るのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 ご質問の技術者の件でございますが、大手ゼネコンさんは、技術者は各営業所に全て配置されているということではございませんので、名古屋支店または東京本社とか、そういうところからの派遣というふうに聞いております。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で、付託された案件は全部説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今後、入札のあり方について、市内業者を、もちろん域内循環ということで実績をつくって育てる必要があると思いますので、今後そのようなことに関連して、あり方をもうちょっと討議して考えていくべき必要があるかなというふうに考えていますのでと思います。

(何事か発言するものあり)

○河村 孝委員長 濱口委員のおっしゃったことは、入札の案件、担当の所管の委員会が違いますので、入札審査会は総務ということになりますので、またその辺は、改めて全協なり総務民生委員会に申し入れるなりというところで検討していただきたいなというふうに思います。

また、濱口委員の話にもあったとおり、これまで慣例でそういうところで、例えば3億円以下は市内の業者さんというところでずっとやってきたわけですね。今回そういう事情があって、農水課長、建設課長が説明したとおりの話だと思います。税金の域内循環もしっかり意識してもらっておるし、談合防止というところ、入札業者さんをふやすというところの相反する課題もあったと思うんですけども、こうやって業者さんから疑義が生じたわけですから、濱口委員も最後におっしゃっていましたが、しっかり、その辺はわかりやすく、業者さん、市民の皆さんに説明していただいて、また業者さんを育てるといえるのか、税金の域内循環というのをしっかり意識していただきたいなと思います。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第12号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第13号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもって、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時04分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年6月26日

文教産業常任委員長 河 村 孝